

令和元年7月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水)午後1時30分～

2. 開催場所 メルサンホール 2階 学習室

3. 出席委員

1番	繁田 富男	2番	島津 益夫	3番	河野千代美
4番	園田 恭子	5番	宿利 浩満		
6番	安藤 慎八(副会長)	7番	梶原 光宏(会長)		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番	小雲 基廣	2番	長尾 亀世美	3番	衛藤 榮一
4番	梅木 隆富	5番	藤原 善和	6番	高浪 辰雄
7番	高倉 利子	8番	飯田 久夫	9番	秋好 清広
10番	帆足 智己	12番	柳井田英徳		

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人に係る要件適格届出書について

報告第5号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 農業委員会事務局

事務局長	渡邊 克之	主幹(統括)	井野 俊夫
主査	島津 智美	主査	繁田 寿美

7. 会議の概要 事務局長	ただ今より7月定例委員会を開催します。梶原会長にごあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	農業委員定数7名に対して、7名の出席で玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等ございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言して頂きたいと思っております。それから、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。
議事録	それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、4番園田恭子委員、5番宿利浩満委員よろしくをお願いします。なお、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を申し上げます。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。 番号1、大字日出生字尾内〇〇〇〇、登記簿地目は田、面積3,228㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番 宿利浩満委員です。 番号2、大字森字森〇〇〇、登記簿地目は田、面積714㎡、外1筆で、合計面積981㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番 宿利委員さんです。 番号3、大字四日市字西小清原〇〇〇〇-〇、登記簿地目は田、面積2,179㎡、外1筆で、合計面積2,714㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、

	<p>〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番 梶原会長です。</p> <p>番号4、大字帆足字名草〇〇〇〇-〇、登記簿地目は畑、面積181㎡、外1筆で、合計面積200㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番 宿利委員さんです。</p> <p>番号5、大字四日市字草ノ入江〇〇〇〇-〇、登記簿地目は田、面積610㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。前回の農業委員会で、一度取りやめたのですが、今回再度申請がありました。担当委員は、7番 梶原会長です。</p> <p>以上、5件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。</p> <p>番号1, 2, 4を、5番 宿利浩満委員、番号3, 5を私が説明します。</p> <p>番号ごとの説明の後、担当の推進委員さん、報告をお願いします。</p>
5番	<p>番号1について、調査結果を報告します。7月5日、譲受人と推進委員とで現地調査を行いました。土地の所在は、〇〇〇小学校の南西方向に位置しています。面積は3,228㎡で、稲作を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が高齢により、農業ができなくなり、〇〇に転居したための譲渡人の事情による権利の異動です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、譲渡人の経営農地はすべて耕作されています。通作距離は、直線距離で約300m、耕作可能です。農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植え機等で、農業従事者は本人と妻の2人で取得後の耕作に問題はありません。譲渡人が以前トマトを栽培していた時に建てたハウスの金具やパイプが残っていますが、早めに片づけると話していました。</p>
推進委員	<p>譲受人は、〇〇の地区に住んでいますが、午前中は郵便配達を</p>

	<p>して、そのほかは稲作農家です。大変仕事も熱心で、畔もよくきれいに管理しています。2年くらい前から農業委員会に売買相談していましたが、今回譲渡人が防衛省に土地家屋等を売って出て行かれて、その田を譲受人が買ったということです。のちほど報告がありますが、農地の中に倉庫が建っており、それも買いたかった要因のようです。熱心でありますので、よろしく願います。</p>
<p>5 番</p>	<p>番号2について、調査結果を報告します。7月3日、譲受人と推進委員と現地調査を行いました。土地の所在は、玖珠町〇地区で、国道〇〇〇号から西に50mほど入ったところで、田と畑は隣接しており、面積合計は981㎡です。田に関しては、譲渡人の親戚の〇〇精米所が現在稲を植えており、今年の稲刈りが終わったら、譲受人が耕作する予定です。権利の内容は、譲渡人の要望で所有権の移転で、譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あります。譲受人の住所は玖珠町〇〇にありますが、現在も〇〇〇の農地を耕作し、米、野菜、シイタケなども栽培しております。今回購入の農地までの通作距離は13kmほどで耕作可能です。農機具の所有状況は、トラクター、パーカーなどで、農業従事者は本人が主に取組み、取得後の耕作に問題ありません。これは補足なのですが、以前住んでいた〇〇〇の集落は譲受人の住宅一軒のみとなったので、住居を〇〇に移したということです。前いた集落はだれもいない状況で、譲受人は通って耕作しています。</p>
<p>推進委員</p>	<p>譲受人は、取得して農業するそうです。まだ60歳代で若い方で、問題ないと思います。</p>
<p>推進委員</p>	<p>譲受人は、〇〇〇の〇〇の方です。林の中に家がありますが、今は〇〇に出ているようです。役員もしていきまして、野菜作りに熱心で、指導に来られたこともあります。</p>
<p>5 番</p>	<p>番号4について、調査結果を報告します。7月5日、現地調査を行いました。土地の所在は、陸上自衛隊〇〇駐屯地の北側に位置しております。面積は、合計200㎡で、玖珠町〇の譲受人が野菜を作る予定です。譲渡人は、現在〇〇〇に住んでおり、72歳と高齢で、最近は耕作されておらず、耕作放棄地の状態でした。</p>

	<p>譲受人の取得後の面積は、40 a 以上あり、通作距離は約4 km 程度で耕作可能です。農機具の所有状況は、トラクター2台などで、農業従事者は主に本人が取り組んでいます。取得後3年の耕作は行うということでした。補足ですが、隣接する譲受人の農地は平成26年に転用許可済みとなっています。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>番号3について、調査結果を報告します。土地の所在は、県道〇〇号線沿いの〇〇〇公民館から約200 mの所に位置しています。合計面積は、2,714 m<sup>2</sup>で、稲作を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況はすでに水稻を作付しており、今後も水稻を作付する計画です。権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が県外に住んでおり、耕作できないとの理由で、権利の異動です。譲受人の取得後の耕作面積は、40 a 以上あり、通作距離は約200 mで、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、田植え機などで、農業従事者は2名で、取得後の耕作に問題ありません。</p>
<p>推進委員</p>	<p>県道〇〇号線のすぐ下にありまして、家からの距離は200 m ぐらいで、田んぼもきれいにしてあり、問題ないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>番号5について調査結果を報告します。土地の所在は、県道〇〇号線沿いの〇〇〇〇自治区内に位置しております。合計面積は610 m<sup>2</sup>で、稲作を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は、雑草等が生い茂っていますが、取得後は野菜などを作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が高齢で耕作できないための、権利の異動です。譲受人の取得後の経営面積は、40 a 以上あり、通作距離は約200 mで、耕作は十分可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクターなど、農業従事者は1名で、取得後の耕作に問題ありません。</p>
<p>推進委員</p>	<p>ここは、〇〇〇〇の中心部にあります。県道〇〇号線から少し下ったところに住宅があり、その横にあります。譲受人が買えば、今まで耕作放棄地のようになっていましたが、きれいになると思います。隣に農地もあり、特に問題もないと思います。</p>

議長	<p>それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字塚脇字上竹〇〇〇-〇、登記簿地目は田、面積428㎡です。5条の所有権移転で、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は〇〇の〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、一般住宅用地への転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、3番 河野委員さんです。</p> <p>以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明をお願いします。</p> <p>番号1を 3番 河野千代美委員。</p>
3番	<p>番号1の調査結果を報告します。7月3日に、申請者と推進委員と事務局と、確認しました。土地の所在は、大字塚脇字上竹〇〇〇-〇に位置しております。面積合計は428㎡で、田を住宅用地に転用する計画です。現況は田の状態です。譲渡人から譲受人へ、権利の内容は所有権の設定です。譲渡人は譲受人の祖母になります。転用目的は住宅用地で、理由は住宅建築となります。周囲には宅地が存在し、隣接の農地の所有者の承諾書も添付されています。周囲の農地宅地等には影響がない計画です。住宅建築は、令和元年8月20日から令和2年3月31日までに完了する予定です。土砂の流出や崩壊、その他災害の発生の恐れ、周辺の農地に係る営農条件等に支障を与える恐れはありません。農地法</p>

推進委員	<p>の違反の該当はありません。田んぼが道路より低い場合、かさ上げをして隣の建物と道路と同じになるようにするそうです。</p> <p>内容につきましては、委員が説明したとおりです。〇〇の〇〇〇〇〇〇屋から川方面に行って、突き当りを右に〇〇方面に曲がって2、30m行ったところ。周りは住宅がどんどん建っている状況であります。もともと2反ほどあった田んぼの一部を住宅にして、残りは今までどおり田んぼを行うことでした。</p>
議長	<p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>補足説明です。航空写真では一枚の田んぼですが、一部を分筆して住宅を建設する計画です。後ろの農地へ行く入口は、通路部分を残して、後ろの農地の耕作をされるそうです。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可し、県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第3号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字山田字瀬戸口〇〇〇-〇、登記簿地目は田、面積4.72㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。非農地の事由は、国道〇〇〇号線拡張による残地で、30年以上前から農地として利用することができなかったためです。非農地証明は20年以上というのがありますが、それは課税の状況で、雑種地になっていますので、20年というのの確認しています。担当委員は、3番 河野委員さんです。</p> <p>以上、1件です。</p>



議長	<p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。</p> <p>番号1について、3番 河野委員。</p>
3番	<p>番号1の調査結果を報告します。7月3日、申請者夫妻と推進委員と事務局で、現地を確認しました。土地の所在は、大字山田字瀬戸口〇〇〇-〇、国道〇〇〇号線の運動公園の近くです。登記簿地目は田です。面積は4.72㎡です。耕作放棄した年月は30年以上で、国道〇〇〇号線拡張による残地です。相続する以前から農地として利用することができないためです。面積としては狭く、今後は雑種地として使用します。ちょっと見落とすような、畳2枚半ぐらいです。</p>
推進委員	<p>見てのとおりです。運動公園の前で、〇〇〇の自動車屋の隣で、以前、電気工事関係の会社の建物があってそれも今は取り壊していますが、その土地の隅に三角の土地があり、横に水路が通っています。土地として、田畑としての価値がないようなところですが、譲渡人が引き継いでおりますが、譲渡人が出た家はもう家族がおらず、両親がなくなり、弟もなくなり、内容もわからず相続したようです。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決を取ります。議案第3号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。非農地証明願いについて、原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p> <p>次に、議案第4号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてです。</p> <p>農業委員会では、毎年一回農地パトロールを実施しています。</p>

現在、推進委員、農業委員に農地パトロールに行っていました。今回判断する件については、昨年までの農地パトロールでB判定された農地で、耕作不可能な農地にあたります。

番号1、大字帆足字米ヶ迫〇〇〇〇-〇で、登記簿地目は田、面積1,097㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。竹林、雑木で、植林したような土地ではない現状です。

番号2、大字帆足字水場〇〇〇〇-〇で、登記簿地目は田、面積2,162㎡外2筆、合計面積は、2,687㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。雑木がある状態です。

番号3、大字山田字神休〇〇〇〇で、登記簿地目は田、面積849㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。雑木がある状態です。

番号4、大字山田字鬼迫〇〇〇〇で、登記簿地目は田、面積5,117㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。〇〇の上のほうになります。雑木がある状態です。

番号5、大字小田字引治原〇〇〇〇-〇で、登記簿地目は畑、面積1,250㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。竹林、雑木がある状態です。

番号6、大字戸畑字後柵〇〇〇〇で、登記簿地目は畑、面積1,304㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。竹林の状態です。〇の集落にあります。

番号7、大字戸畑字後柵〇〇〇〇で、登記簿地目は田、面積796㎡、外1筆、合計面積2,188㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。家が建っていたところが朽ち果てて、雑木がある状態です。

番号8、大字戸畑字秋ヶ端〇〇〇〇で、登記簿地目は田、面積132㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。雑木がある状態です。

番号9、大字戸畑字名倉〇〇〇〇-〇で、登記簿地目は田、面積934㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。〇〇の少し下の所です。

番号10、大字戸畑字西応寺〇〇〇〇で、登記簿地目は田、面積208㎡です。現状は、スクリーンをご覧ください。〇〇集落の、〇〇に上がるようになります。

上記10件13筆については、現担当農業委員さん、推進委員さんに現地を確認していただいております、非農地の確認をしてい

	<p>だいています。すべての場所について、竹林や雑木がたっており、担当農業委員及び事務局としては、非農地と判断しております。ご審議をお願いします。</p> <p>議案の訂正をお願いします。議案の、地目の現況をすべて原野に訂正願います。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
2番	<p>これは現在、耕作していない所なのか。人がいない所なのか。</p>
事務局	<p>Bの農地になっているところはたくさんありますが、今回は、確実に原野になっているところを選んでいきます。事前に土地の所有者にも非農地判断しますが良いですかとの確認まで取って、今回の議案審議にかけていることとなります。所有者がそこにはいないとの判断はしていませんが、実際耕作していない所となります。</p>
推進委員	<p>こうやった原野があれば、毎年このように少しずつしていくのですか。</p>
事務局	<p>本来は、B農地と判断したところはどんどん非農地にしていきなさいという大分県下の方針なのですが、玖珠町は、まだ国土調査が終わっていないので、目視で見ているだけで、本当にその土地なのかははっきりわからないので、わかるところから少しずつしていこうと考えています。</p>
議長	<p>質疑がなければ、議案第4号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第4号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどの議案第4号なのですが、今回非農地通知を出して、そ</p>

<p>議長</p>	<p>れをもって実際地目を変えるのは所有者の方が行うので、今後もこのように出てくると思います。</p> <p>議案第5号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第5号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満が 4件で、 10,528㎡、</p> <p>3年～5年が27件で、 85,784㎡、</p> <p>6年～9年が 5件で、 32,283㎡</p> <p>10年以上が 4件で、 25,411㎡、</p> <p>以上、合計40件で、面積が154,006㎡です。</p> <p>なお、番号19から40については、農地中間管理事業で、土地の所有者から管理機構に集積した分になります。8月にそれぞれ出てきますが、合同会社の〇〇〇〇、認定農業者の〇〇さん、農事組合法人の〇〇に配分される計画になっておりまして、8月の農業委員会にかけたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>挙手</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成です。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、協議・連絡事項があれば事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号です。</p> <p>議案第1号番号1にもかかわるのですが、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届出が1件、届出されております。</p> <p>報告第2号です。農地法第3条の3条第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が1件、届出されております。</p> <p>報告第3号です。農地法第18条の規定による合意解約が3件、届出されております。</p> <p>報告第4号です。農地所有適格法人に係る要件適格届出が1件、</p>

議長	<p>届出されております。要件については、有限会社〇〇〇〇〇〇の〇〇さんが来庁し、会長と事務局で内容を確認しております。</p> <p>報告第5号です。農地所有適格法人要件確認書が1件、届出されております。</p> <p>以上です。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>無いようですので、それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会7月定例総会を閉会します。</p>
----	--